

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 12 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性職員・・・年に一人以上取得すること  
女性職員・・・取得率を 80% 以上とすること

＜対策＞

●平成 30 年 1 月～ 男性も育児休業を取得できることを各事業所にて周知し、対象職員を把握した場合は、制度について説明し、理解の促進を図る

目標 2：平成 31 年 3 月までに、有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 7 日以上とする。

＜対策＞

●平成 30 年 2 月～ 有給休暇の取得状況を把握する  
●平成 30 年 4 月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標 3：平成 30 年 4 月より、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

＜対策＞

●平成 30 年 1 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う  
●平成 30 年 3 月～ 事務連絡等による職員への周知  
●平成 30 年 4 月～ 週 1 回水曜日をノーギャロップデーとし、実施する